

No	種類	頁	パブリックコメント	その他	修正理由	対応状況
1	第2章	9	○		(パブリックコメント意見) 「誰一人取り残さない」「多様性の尊重」を、具体的な権利保障として書き込んでください。子どもの権利の観点からは、「誰一人取り残さない」「多様性の尊重」をより具体化し、①差別の禁止(属性や背景を理由とした不利益取扱いの禁止)、②合理的配慮の提供(障害や日本語習得状況などに応じた適切な変更・調整)、③構造的な不利を是正する積極的な取組、という三つの柱が見えるようにしていただきたいと考えます。特に、不登校・行き渋り、障害や発達特性がある、貧困・ひとり親家庭など経済的困難を抱えている、外国ルーツや日本語指導を必要としている、社会的養護を必要としている、性的マイノリティ/ジェンダーマイノリティの子どもなどは、「特別な配慮が必要な子」ではなく「権利が侵害されやすいグループ」として明確に位置づけることが重要です。各基本方針・施策において、「権利保障」としての施策であることがわかる表現を加えることで、現場でも「善意に頼る支援」から「権利としての支援」への転換が進むと考えます。	◆2.国の動向>(5)COCOLOプラン策定 当該プランにおける、一人ひとりのニーズに応じた多様な学びの場の確保や、多様性を尊重しつつ共に学び合える環境の整備などに取り組む方針について、追記しました。
2	第2章	9	○		(パブリックコメント意見) 基本理念および第4章「教育施策」の各基本方針に、子どもの権利条約及び子ども基本法に基づく「子どもを権利の主体として位置づける」文言の明記をお願いします。第3章「基本理念」では、「互いに認め合い、自分らしく学び続ける人を育てます」とあり、学び続ける姿勢や多様性の尊重が丁寧に記述されています。一方で、子ども基本法や子どもの権利条約が示す「子どもを権利の主体として捉える」視点が、読み取りにくいように感じます。基本理念においても、子どもを「保護の客体」ではなく「権利を持つ主体」として尊重すること、その権利を実現するために大人(教育委員会・学校・家庭・地域)が責任を分かち合うことを明記していただくことで、以降の施策全体に一貫した方向性が与えられると考えます。	◆2.国の動向>(9)子ども基本法の制定 当該法における、全ての子どもの基本的人権の尊重や、意見表明及び社会的活動に参画する機会の確保といった理念について、追記しました。
3	第4章	18	○		(パブリックコメント意見) コミュニティ・スクールの推進により、全市立学校・園への導入が完了し、教育委員会として伴走支援を行ってきたことは事実であると考えます。一方で、その取組は、ようやく緒に就いた段階であり、十分に定着・深化しているとは言い難い状況ではないでしょうか。そのような中で、2021年版の方針Vにおいて筆頭に掲げられていた施策「地域とともに歩む学校づくりの推進」が、2026版では「～の深化」として施策5-5に位置づけられている点については、現状認識との間にややずれがあるように感じられます。 新たな観点を取り入れる意図があるものと推察されますが、(主な施策)の一つ目に「働き方改革」、二つ目に「施設の計画的な整備」が掲げられている点については、基本方針5が担う役割との関係性がやや分かりにくく、違和感を覚えます。	各基本方針の(主な施策)を、概要版の記載に合わせて修正しました。
4	第4章	19	○		(パブリックコメント意見) 確かな学力について、現実的には「学力保証」は「安全安心の保証」と共に保護者や地域との信頼を築く土台となることから、「確かな学力育成プラン」をもっと強調してほしいと考えます。基本方針2の施策の中で、「確かな学力」は着実に成果を上げていて、更に高めるための方策に取り組むことを強調してほしいと考えます。	◆基本方針2の説明文 基本方針2全体が、これまでの本市における「確かな学力の育成」に係る取組を基盤としつつ、一層の充実に向けて取り組むものであることが伝わるよう、表現を修正しました。
5	第4章(施策1-1)	24		○	令和8年度に、学校支援チームを設置予定。	◆施策1-1>取組方針 表現を修正しました。
6	第4章(施策1-2)	25	○		(パブリックコメント意見) 方針の中に、「不登校の子どもに対する理解や教育機会確保法に関する理解を深めるための教員の研修を強化します」といった一項目を入れてほしい。	◆施策1-2>取組方針 ご意見を踏まえ、記載を修正しました。
7	第4章(施策1-2)	25		○	令和8年度から、学びの多様化学校(中学校)の設置準備に着手予定。	◆施策1-2>取組方針 表現を修正しました。
8	第4章(施策2-1)	28		○	令和8年度に、国際的な視点に立った教育の推進拠点となる学校外教育施設を設置予定。	◆施策2-1>取組方針 取組方針を追加しました。
9	第4章(施策2-3)	30	○		(パブリックコメント意見) 施策2-3 仙台版防災教育の推進 地域との一層の連携を図るとの表記はあるが、東日本大震災の被災地としてはさらに踏み込んだ表現を求めたい。子どもたちが地域の一員としての自覚を持ちとか、地域と一体となった防災訓練を通してとか、強調したものにしたい。	◆施策2-3>取組方針 ご意見を踏まえ、記載を修正しました。
10	第4章(施策2-6)	33	○		(パブリックコメント意見) 施策2-6 幼児期からの切れ目のない教育の推進 仙台市では、すべての市立小・中学校において、小中一貫教育を推進する方針をとっていることを強調すべきである。	◆施策2-6>施策の取組状況等 本市では、平成23年度から5年間にわたり小中連携に係るモデル校を設置し、その取組をもとに、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進してきました。いただいたご意見を参考に該当箇所の記述を修正しました。
11	第4章(施策4-1)	40		○	令和8年度に、「おはなし会」に参加した乳児を対象としたブックスタート事業を実施予定。	◆施策4-1>取組方針 当該事業について追記しました。

No	種類	頁	パブリックコメント	その他	修正理由	対応状況
12	第4章 (施策4-2)	41	○		(パブリックコメント意見) 施策4-2 社会教育施設の専門性を活かした多様な学びの提供 ①SMMAは、長い歴史を積み重ねてきているが、他地域ではほとんど見られない仙台独自の優れた取組だと理解している。この伝統を守るとともに、広く社会に発信していくことが重要である。 ②施策4-1とも関わるが、市民の生涯学習を支えるには、学びに関するリファレンスの提供が重要である。市民に最も近い施設である市民センターを始め、それぞれの機関が連携しているSMMAは、この点でも意義のある仕組みである。市民の学びたいという思いを受け止め、学びの方法をアドバイスすることが社会教育施設の大きな役割でもある。それぞれの施設の職員にこうした価値を共有し、積極的に活動できるように促す研修を実施する必要がある。	◆施策4-2>取組方針 ご意見を踏まえ、仙台・宮城ミュージアムアライアンス(SMMA)に関する記述を取組方針に追記しました。
13	第4章 (施策4-4、5-5)	44、50、65	○		(パブリックコメント意見) 教育構想のそれぞれの項目についての各種施策は必要なことだと思いますが、子どもたちの日々の暮らしを支えるためには地域の方々と日常的に触れることが欠かせないと考えます。保護者で構成されるPTAのほか、日々子どもたちとかわる地域の団体名や市の事業名について、学校、保護者、地域そして行政も知ることが重要と考えます。放課後子ども教室、社会学級は、施策5-5にも入れるべきであり、学校を拠点として子どもや地域の交流の場をつくっている学校図書室開放事業やマイスクールなど具体的な名称をいれること、そして学校運営や施設の整備を行う際にそうした場を学校運営の重要なパーツであることを意識する必要があると思います。学校、保護者、地域、そして学校にかかわる行政職員もそれを意識し、一緒に取り組むことを心がけることで、子どもや保護者が様々な場面で地域と日常的にふれあい、個々に支え合いが生まれ、取り残される人が少なくなると思います。それにより、学校だけではできなかったことについて解決の糸口が見え、子どもたちが自分らしい生き方を見つけられればそのことが子どもの幸せを願う教員にとって一番の働き方改革になるということをお忘れなさいと思います。	◆施策4-4>施策の取組状況等 マイスクールプラン21推進事業や学校図書館開放運動を追記しました。 ◆施策5-5>取組方針 学校を基盤とした地域の学びの活動との連携について追記しました。 ◆資料編>用語解説 マイスクールプラン21推進事業を追加しました。
14	第4章 (施策5-1)	47		○	令和8年度に、チーム担任制を拡充予定。	◆施策5-1>取組方針 表現を修正しました。
15	第4章 (施策5-7)	51		○	令和8年度から、小学校における給食無償化を実施予定。	◆施策5-7>取組方針 取組方針を追加しました。